

リフヌアの費用対効果評価結果に基づく価格調整について

○ 費用対効果評価結果に基づく価格調整について。

リフヌアについて、令和5年6月14日中央社会保険医療協議会において承認された費用対効果評価結果に基づき、以下のとおり価格調整を行う。

<費用対効果評価結果に基づく価格調整係数>

対象集団	比較対照技術	有用性系加算部分の 価格調整係数 (γ) ※1	営業利益部分の 価格調整係数 (θ) ※1	患者割合 (%)
難治性の慢性咳嗽				
難治性の慢性咳嗽患者	多剤併用療法	0.1	0.5	100

※1 本品は薬価収載時に原価計算方式で算定されていることから、以下の算式を用いて価格調整後の薬価を算出する。なお、本品は薬価収載時に有用性系加算が適用されていない。
 価格調整後の薬価 = 価格調整前の薬価 - 有用性系加算部分 × (1 - γ) - 営業利益部分 × (1 - θ)

<価格調整後の薬価>

No	銘柄名	成分名	会社名	規格単位	現行薬価	改定薬価	薬効分類	費用対効果評価区分	適用日※2
1	リフヌア錠 45mg	ゲーファピキサントクエン酸塩	MSD (株)	45mg 1錠	203.20 円	187.50 円	内 229 その他の呼吸器官 用薬	H1 (市場規模が100億 円以上)	令和5年11月1日

※2 医療機関における在庫への影響等を踏まえ、価格調整後の薬価の適用には一定の猶予期間を設けることとする。